

手順書：循環動態に係る薬剤投与関連

33. 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、栄養状態、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 静脈ラインから水分補給を要する場合
2. 静脈ラインから糖質輸液を要する場合
3. 静脈ラインから電解質調節を要する場合



病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- バイタルサインの変化なし
- 心不全徵候がない
- 急激な電解質異常がない
- 初回調整ではない
- 同一点滴ライン上に劇薬や毒薬類、循環作動薬がない



担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内



【診療の補助内容】

持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 自覚症状の変化
- 行動様式の変化

どれか一項目でもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

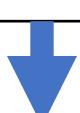
- 呼吸苦
- 喘鳴
- 肺副雜音
- 過剰心音
- 血糖値の急激な増減



担当医師に直接連絡し指示をもらう

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話、PHS等に直接連絡
2. 診療記録への記載

【病状の範囲】（補足）急激な電解質異常とは、ナトリウム、カリウムが10mEq/L/時以上で変動しているような場合を示す。